

この「受験案内」は、試験結果発表まで大切に保管してください。

令和7年度（2025年度） 山口県介護支援専門員 実務研修受講試験 受験案内

試験日 令和7年10月12日（日）

受験申込み受付期間

令和7年6月16日(月)から令和7年7月11日(金)まで

※受験申込書及び添付書類が不備な場合は、受理せず返却しますので、提出は、余裕を持って行ってください。

※受験票は、9月18日（木）頃発送する予定です。試験日の10日前になっても届かない場合は、必ずお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山口県健康福祉部 長寿社会課
介護保険班

TEL (083) 933-2774

FAX (083) 922-3022

〒753-8501 山口市滝町1-1（県庁5階）

○試験会場は、駐車場がありませんので、公共交通機関を御利用ください。

○受験の申込みをされる方は、この案内をよく読み、送付される前には、巻末の「受験申込みチェックリスト」を参照してください。

受験申込みから実務研修修了までのスケジュール

受験申込み

令和7年6月16日（月）から令和7年7月11日（金）まで

（郵送の場合：当日消印有効）

※受験申込書及び添付書類が不備な場合は、受理せず返却しますので、最初の提出は、余裕を持って行ってください。



受験票の発送

令和7年9月18日（木）頃に発送する予定です。

試験日の10日前になっても届かない場合は、山口県長寿社会課 介護保険班(Tel 083-933-2774)まで、必ず、問い合わせてください。



試験の実施

日時：令和7年10月12日（日）午前10時から
（試験会場は、受験票に記載しています。）

※試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。

JR・バス等の公共交通機関を利用してください。



合格発表（合否通知発送）

- 令和7年11月25日（火）午前9時に合格者の受験番号を掲示（県庁1階掲示板及び山口県のホームページ）
- 受験者全員に文書で試験結果を通知（同日に発送）



実務研修実施

（合計87時間程度）

- 合格発表後、研修日程等について順次通知します。
- 指定された日に研修を受けていただくようになります。
- 介護支援専門員になるためには、実務研修の全課程を修了することが必要です。



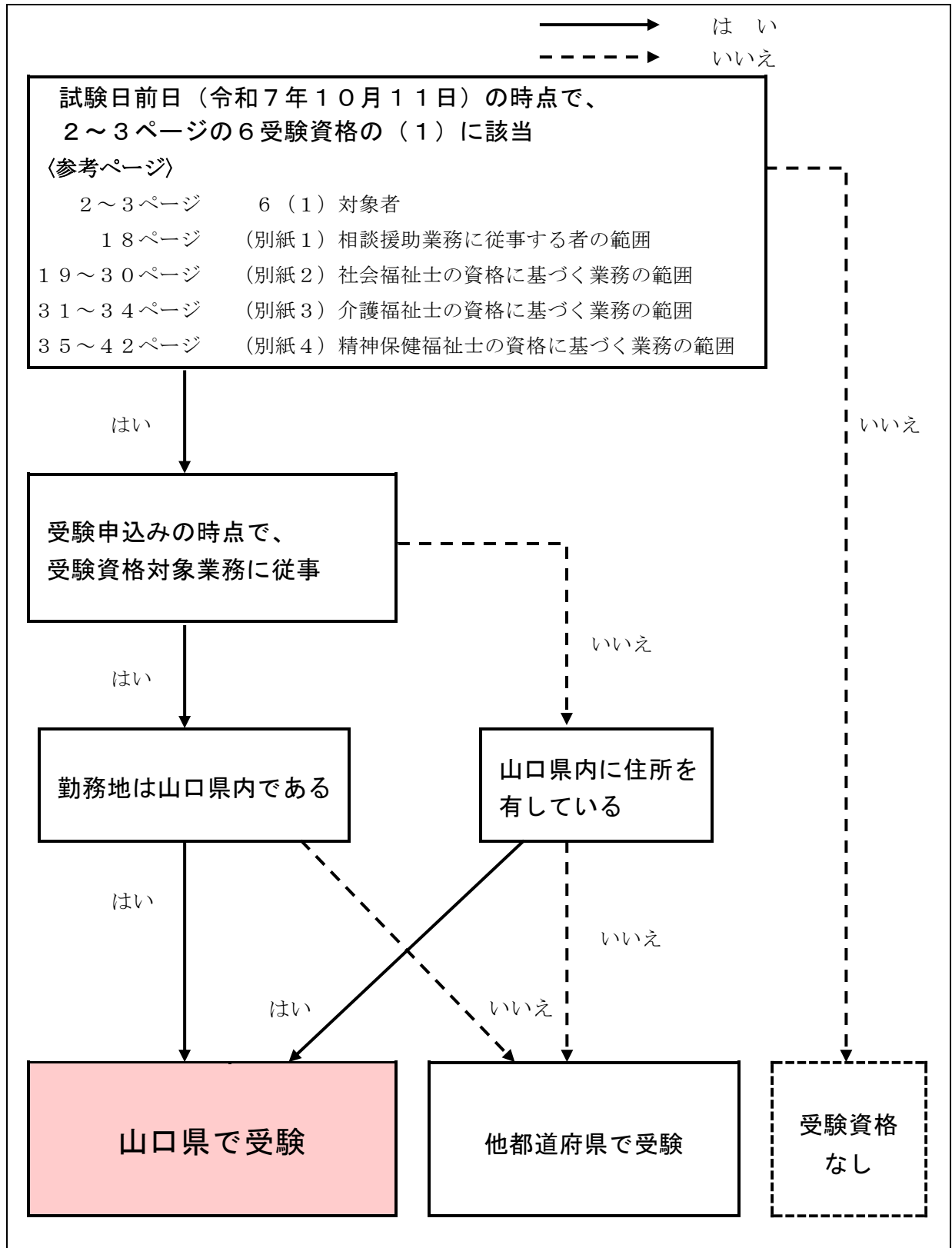
修了証明書の交付



介護支援専門員資格登録簿への登録・介護支援専門員証の交付

※登録及び証の交付には、山口県への申請が必要

受験地の確認シート



注意）他都道府県の受験申込み受付期間は、山口県と異なります。

目 次

・受験申込みから実務研修修了までのスケジュール	
・受験地の確認シート	(ページ)
1 試験の目的	1
2 試験の日時	1
3 試験会場	1
4 試験の方法	1
5 試験の解答免除	1
6 受験資格	1
7 受験手続き	4
(表1 受験申込み提出書類一覧表)	7
8 可否通知	8
9 試験結果の提供	8
10 受験申込み後の注意事項	8
11 受験上の留意事項	9
12 合格の取消	9
○ 受験申込書記入上の注意事項	10
○ 令和7年度(2025年度)	
山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記入例	11
○ 写真票・受験票記入例	13
○ 実務経験(見込)証明書記入例	14
○ コード表	16
○ (別紙1) 相談援助業務に従事する者の範囲	18
○ (別紙2) 社会福祉士の資格(資格コード22)に基づき、 当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲	19
○ (別紙3) 介護福祉士の資格(資格コード23)に基づき、 当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲	31
○ (別紙4) 精神保健福祉士の資格(資格コード24)に基づき、 当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲	35
○ 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲	43
○ 介護支援専門員実務研修受講試験Q&A	52
○ 実務経験証明書の記入についてQ&A	57
○ 介護支援専門員の養成について(参考)	58
○ 受験申込みチェックリスト	59
・試験会場案内図(裏表紙)	

(別 冊)

令和7年度(2025年度)山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

写真票・受験票(ハガキ)

実務経験(見込)証明書

実務経験証明書 記入上の注意

令和7年度(2025年度)山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書等の提出方法について

1 試験の目的

介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定及び居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行われるものです。

2 試験の日時

令和7年10月12日（日） 10：00～12：00（120分）

3 試験会場

山口県立大学北キャンパス（山口市桜畠6－2－1）＜予定＞
（会場案内図は裏表紙を参照）

- （注） 1 試験会場は、受験票にて通知します。指定された試験会場以外では受験できませんので、受験票で試験会場を必ず確認してください。

2 試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。
JR・バス等の公共交通機関を利用してください。

3 遅刻者の入室許可は、10時30分までです。それ以降の入室は認めませんので御注意ください。また、10時30分以前の退室は認めません。

4 試験の方法

筆記試験の方法により行います。

（60問 5肢複択方式） ※出題範囲、出題数については、43～51ページ参照

なお、視覚障害者で、受験に際しての配慮を希望された方には、点字問題を用意します。

※手続きについては、6ページ7の(3)参照

5 試験の解答免除

保有資格によって認められていた試験問題の解答免除の取り扱いは、平成27年度実施試験から廃止となりました。

6 受験資格

平成27年2月12日から「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」が改正され、受験資格等が変更となりました。

改正後の受験資格は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者及び相談援助業務従事者に限定されました。（※経過措置により平成29年度までは、改正前の受験資格等で受験ができました。）

改正前		改正後
法定資格		法定資格
相談援助業務		相談援助業務
		福祉事務所（ケースワーカー）等
介護業務		介護業務

} 除外

（１）改正後の対象者

次表①及び②の期間が通算して５年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が９００日以上である者。

	受験資格該当職種及び期間
	法定資格保有者 （医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士）、精神保健福祉士） が、<u>その資格に基づき、当該資格に係る業務に従事（※）した期間</u> ↓ ※<u>法定資格の免許証等に記載された登録日以降、その資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した期間が対象。</u> ① ※<u>社会福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法第２条において定める社会福祉士の業務「相談援助」と、同法第７条で定める社会福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、<u>社会福祉士の登録日以降、別紙２（１９～３０ページ）の左欄の受験資格と認められる施設（事業）種類において、右欄の職種として従事した期間。</u></u> ※<u>介護福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法第２条において定める介護福祉士の業務「介護等」と、同法第４０条で定める介護福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「介護等」とが同じであることが示されているため、<u>介護福祉士の登録日以降、別紙３（３１～３４ページ）の左欄の受験資格と認められる施設・事業において、右欄の職種で、主たる業務が介護等の業務に従事した期間。</u></u> ※<u>精神保健福祉士については、精神保健福祉士法第２条において定める精神保健福祉士の業務「相談援助」と、同法第７条で定める精神保健福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、<u>精神保健福祉士の登録日以降、別紙４（３５～４２ページ）の左欄の受験資格と認められる施設・事業等において、右欄の職種等で、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に従事した期間。</u></u>

（注意）上記の表に列挙されたものであっても、援護者に対する対人の直接的な援助が、対象者の本来業務として明確に位置付けられている必要があります。つまり、当該資格を有していても、援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、教育業務、営業、事務等を行っている期間は実務経験期間に含まれません。

受験資格該当職種及び期間		
⑥	生活相談員 生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間	※別紙１（１８ページ）に定める相談援助業務従事者が当該業務に従事した期間
	支援相談員 支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間	
	相談支援専門員 障害者総合支援法第５条第１８項及び児童福祉法第６条の２の２第６項に規定する事業の従事者として従事した期間	
	主任相談支援員 生活困窮者自立支援法第３条第２項に規定する事業の従事者として従事した期間	

（２）山口県で受験できる者

受験申込み時点（令和７年６月１６日～令和７年７月１１日）において、

- ①山口県内の事業所において、受験資格対象業務に従事している者。
- ②当該業務に従事していない場合に限り、山口県内に住所を有する者。

→「介護支援専門員実務研修受講試験Ｑ＆Ａ」（５２ページ）のＱ１を参照のこと。

（３）実務経験

ア 実務経験の確認方法

実務経験の確認については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験（見込）証明書（７の（２）のオ参照、様式別冊）により行います。

※ 施設・事業所等の廃業等により実務経験証明書の発行が困難な場合については、その他の客観的証明書類で認められる場合がありますので、山口県長寿社会課へお問い合わせください。

イ 実務経験期間算定の基本的考え方

期間算定の基本的考え方は以下のとおりとします。

- （ア） 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。
- （イ） 実務経験期間の日数換算については、１日の勤務時間が短い者の場合についても、１日勤務したものとみなすこと。

ウ 実務経験証明書の提出免除について

平成３０年度以降に山口県において本試験を受験された方（試験当日欠席であっても、受験票を受け取られた方を含みます。）は、実務経験証明書の提出が免除されます。（無効者は除きます。）該当する方は、受験申込書の実務経験証明書欄の３を○で囲んでください。

なお、平成３０年度以降は未受験の方で平成２９年度までに山口県において本試験を受験したことがある方については、受験資格等が変更前の受験ですので、実務経験証明書の提出は免除されません。

(4) 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員資格登録簿への登録を受けることができません。

【介護保険法第69条の2より抜粋】

- ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

7 受験手続

(1) 受付期間、受験申込書の提出先及び問い合わせ先

令和7年6月16日（月）～令和7年7月11日（金）の期間中に、以下のア～ウにより下記住所あて原則として郵送（必ず簡易書留とすること）してください。

ア 令和7年7月11日（金）の消印のあるものまで有効とします。

イ 申請書類等は、封筒の表に「介護支援専門員受験申込み」と朱書きして、下記あてに必ず簡易書留にて送付してください。（郵便局窓口において郵送手続きをしてください。）

ウ 事故防止のため、封筒には他の受験者の申込書を同封しないでください。

また、不明な点がある場合も、下記あてお問い合わせください。

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班
Tel 083-933-2774

なお、やむを得ず持参する場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日を除く。）とします。

（２）受験申込みに必要な書類等（７ページの表１を参考にしてください。）

申込みに当たっては、以下のア～カの書類等を提出してください。

なお、受験に関する書類を受理した後は、受験申込書や、試験手数料の返還はしません。

ア 受験申込書（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

記入に当たっては、10～12ページの「受験申込書記入上の注意事項」及び「令和7年度（2025年度）山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記入例」を参考にしてください。

また、コード番号は、16～17ページのコード表により記入してください。

イ 試験手数料

試験手数料は、9,600円です。この手数料は、「山口県収入証紙」を受験申込書の所定の箇所に貼って納めてください。なお、この収入証紙には消印をしないでください。

また、収入印紙、切手又は小切手による納付はできません。

※「山口県収入証紙」は、県税事務所、市役所、町役場、県庁職員会館（厚生棟2階）において扱っています。

ウ 写真票（様式別冊）

所定用紙を使用してください。写真（受験申込み前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦6cm、横4cmのものは、裏面に氏名を記入の上、所定の箇所に貼ってください。また、氏名（ふりがな）及び撮影年月日の記入を忘れないでください。

（13ページの記入例参照）

エ 受験票（ハガキ）（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

表面に、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）を記入し、受験票送付用85円切手を貼ってください。

なお、試験会場は、山口県が指定した会場となりますので、受験票の裏面に記載してある会場を必ず確認してください。

※ 指定の試験会場以外では受験できません。

オ 実務経験（見込）証明書（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

記入に当たっては、14～15ページの「実務経験（見込）証明書記入例」及び別冊の「実務経験証明書 記入上の注意」を参考にしてください。

- (ア) 受験申込書の「実務経験年数」欄に記載した全期間について証明権限を有する者の証明を受けてください。
- (イ) 勤務先の変更等で勤務先が複数にわたる場合は、勤務先ごとの証明書を作成し、それぞれに証明を受けてください。この場合、実務経験（見込）証明書は、コピーして使用してください。
※直近の勤務先で定める実務経験期間を満たす場合は、直近の勤務先のみでかまいません。
- (ウ) 申込み時点で、見込みにより受験申込み（試験日の前日までに実務経験期間到達）をしている場合は、令和7年10月21日（火）まで（郵送の場合、必ず簡易書留にて送付すること（当日の消印有効））に、改めて確定後の実務経験証明書を提出してください。
※提出されなかった場合は、受験資格が満たされなかったものとして試験は無効とします。
- (エ) 証明者と本人が同一の場合は、本人が発行した実務経験（見込）証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出してください。

カ 実務経験（見込）証明書の添付書類

法定資格保有者は、該当資格の免許証、登録証等の写し（A4サイズでコピーし、裏書きがある場合は、裏面もコピー）を提出してください。（試験の合格通知の写しは不可）

※ 結婚等により受験申込書と添付書類の氏名が異なっている場合は、必ず戸籍抄本を添付してください。

送付前には、☆受験申込みチェックリスト☆（59ページ）で再度、確認のこと。

（3）身体に障害のある方に対する受験上の対応

身体に障害のある受験者で、受験に際して配慮が必要であると受験申込書に記載された方については、障害の程度に応じて必要な対応（試験時間の延長、点字問題の用意、別室の設定等）を行います。

当該受験者の方には、受験申込み後に「特別措置申請書」を現住所あて送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて、別途定める日までに提出していただきます。

(表 1) 受験申込み提出書類一覧表

	提出書類等	注意事項等
ア	受験申込書	・所定の用紙を使用すること。 ・記入上の注意事項（１０ページ）、記入例（１１～１２ページ）を参照して記入すること。
イ	試験手数料(9,600円) (山口県収入証紙)	・受験申込書の所定の箇所に貼付（消印をしないこと）すること。
ウ	写真票	・所定の用紙を使用すること。（写真は６か月以内に撮影した背景のないもので、サイズは縦６cm×横４cm） ・記入例（１３ページ）を参照して記入すること。
エ	受験票（ハガキ）	・所定の用紙を使用し、８５円切手を貼付すること。 ・記入例（１３ページ）を参照して記入すること。
オ	実務経験（見込）証明書 ※平成３０年度以降に山口 県で受験された方（受験票 を受け取られた方）のみ、 提出が免除されます。（無 効者を除く。）	・所定の用紙を必要に応じコピーして使用すること。 ・見込みの場合は、令和７年１０月２１日（火）までに改めて提出すること。 ・証明者と本人が同一の場合、別途客観的に証明できる書類等を提出すること。（開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等）
カ	実務経験（見込）証明書 に必要な添付書類 （免許証等の写し）	・法定資格保有者は、該当資格の免許証、登録証等の写し（Ａ４サイズでコピーし、裏書きがある場合は、裏面もコピー）を提出してください。（試験の合格通知の写しは不可） ・結婚等により受験申込書と添付書類の氏名が異なっている場合は戸籍抄本（受験申込前６か月以内に発行されたもの）を添付すること。 ・受験申込書の○印で囲んだすべての資格に係る免許証等の写しを提出してください。 ・氏名変更等の手続き、再発行の手続き中の場合等は、手続き中であることを証明する書類を添付してください。（※申請書控えや振込票控えなど）なお、この場合は、<u>取得後速やかに免許証等の写しを提出してください。</u> <u>注）実務経験証明書の提出が免除される場合でも、法定資格の免許証、登録証等の写しは必ず提出すること。</u> ※コピーする際は、必ずＡ４サイズ（受験申込書と同じサイズ）に統一してください。（Ｂ４サイズの免許証等は、Ａ４サイズに縮小のこと。）
キ	その他	・身体障害等により、受験に際しての配慮を希望された方は、受験申込み確認後に別途送付される「特別措置申請書」に必要書類を添えて別途定める日までに提出すること。（６ページ７の(3)参照）

8 合否通知

令和7年11月25日(火)午前9時に合格者の受験番号を山口県庁本館棟1階インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、介護保険に関する山口県のホームページ「山口県介護保険情報総合ガイド」（「かいごへるぷやまぐち」で検索可能）（<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>）に掲載します。

また、受験者全員に文書で試験結果を通知します。

9 試験結果の提供

この試験の結果については、提供の申出をすることができます。なお、電話等では提供の申出はできませんので、受験者本人が直接申出の場所へおいでください。本人であることを確認できる書類（受験票、運転免許証等）を持参してください。

提供の申出ができる者	提供内容	申出期間	申出の場所
受験者	分野別得点	合格発表日から 1か月間	山口県 長寿社会課 (山口県庁5階) Tel 083-933-2774

10 受験申込み後の注意事項

- (1) 受験申込書及び添付書類不備については、受付審査ができませんので、送付前に必ず不備がないようにご確認ください。

なお、不備があった場合の書類等の再提出期限についても7月11日（金）まで（当日の消印有効）としますので、申込書提出は、余裕を持って行ってください。

- (2) 受験資格がない場合は、受験資格がない旨の通知を同封し、提出された書類等すべて（貼付された収入証紙、証明書等を含む。）をそのまま返却します。

※ 受験資格については、事前によく確認の上、申込みされるようお願いします。

- (3) 受験票は、令和7年9月18日（木）頃に発送する予定です。

※ 試験日の10日前までに届かない場合は、必ず、お問い合わせください。

- (4) 受験票及び合否通知等はすべて現住所に郵送します。

※ 記入が不正確ですと、郵便物が届かず、受験できなくなる場合がありますので注意してください。

- (5) 受験申込み後に、氏名、住所等記載事項に変更があった場合は、山口県長寿社会課に変更の内容をお知らせください。

※ 変更内容のお知らせがないと、受験票及び合否通知等が届かない場合があります。

- (6) 受験申込み後に、勤務地又は現住所が山口県外に変更になった場合でも、山口県で受験してください。

1 1 受験上の留意事項

- (1) 受験者は、必ず受験票を持参し、午前8時50分から9時30分（試験開始時刻の30分前）までの間に自分の受験番号の表示してある試験室に入室してください。
試験室の入口には、当該試験室における受験者の受験番号が掲示されています。
- (2) 不正な方法によって受験しようとする、又は規定に違反する者等は、試験を停止し、又は合格を無効とします。
- (3) 筆記用具は、HBの鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- (4) 携帯電話は電源を切ってください。時計代わりの使用は認めません。
- (5) 試験会場には、時計はありませんので、必要な方は持参してください。計算・メモリ・辞書機能付きなど多機能型腕時計（スマートウォッチ）、置時計等の使用はできません。
- (6) 試験会場では、試験中の電話の取次ぎは行いません。
- (7) 試験会場の建物内の下見はできません。また、試験会場へ問い合わせはしないでください。
- (8) 試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。
JＲ・バス等の公共交通機関を利用してください。

1 2 合格の取消

合格通知後に、試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みに当たっても虚偽又は不正の事実が判明した場合には、合格を取り消します。

○ 受験申込書記入上の注意事項

受験申込書の記入に当たっては、次の注意事項及び11～12ページの記入例を参照の上、ボールペンを使用し、楷書で正確に記入してください。

①実務経験証明書が確定している場合 → 11ページ

②実務経験証明書が見込みの場合 → 12ページ

1 一般的事項

- (1) 太線枠内に記入してください。
- (2) ※印欄は、記入しないでください。
- (3) 氏名は、戸籍に記載されている文字を楷書で正確に記入してください。
- (4) 住所は、住民票に記載されている住所を楷書で正確に記入してください。
- (5) 電話番号は、書類に不備等があった場合に電話をしますので、日中に連絡がつく電話番号を正確に記入してください。

2 個別事項

- (1) 「生年月日」欄
年は、元号と西暦の両方を記入してください。
なお、外国籍を有する者の生年月日は、西暦のみでかまいません。
- (2) 「資格コード」欄
原則として、有している資格等の該当のコードをすべて○で囲んでください。
○で囲んだ資格については、もれなく、免許証、登録証等の写しを提出してください。（※法定資格等に係る試験の合格証書は「免許証等」には該当しません。）
免許証等の裏面に記載がある場合は、必ず裏面の写しも提出してください。
- (3) 「実務経験証明書」欄
該当する数字を○で囲んでください。
申込み時点で、定める実務経験期間を満たしていれば、「1 確定」、申込み時点では定める実務経験期間は満たしていないが、試験日の前日(令和7年10月11日)までに満たす予定であれば、「2 見込み」としてください。また、平成30年度以降の受験者で実務経験証明書の提出の免除を受けようとする方は「3 平成30年度以降受験者のため省略」としてください。
- (4) 「実務経験年数」欄
(3)で、3に○をつけた方(平成30年度以降に受験した方)は、記入不要です。
ア 提出する実務経験(見込)証明書の「施設又は事業所名」「業務に従事した期間」「うち業務に従事した日数」を転記してください。
イ 勤務先の変更等で勤務先が複数にわたる場合は、全て記入してください。
ただし、直近の勤務先で、定める実務経験期間を満たす場合は、直近の勤務先のみでかまいません。
ウ 記入した勤務先全てについて、実務経験(見込)証明書の添付が必要です。
エ 業務従事日数は、記入した業務(見込)期間中の実従事日数を記入してください。
オ 合計の月数は、1か月未満は切り捨てて換算してください。
- (5) 「身体障害等の有無」、「受験に際しての配慮の必要の有無」欄
該当する数字を○で囲んでください。
この両欄とも「1 有」とした方に対して、「特別措置申請書」を現住所あて送付します。この方は、必要事項を記入した特別措置申請書に必要書類を添えて、別途定める日までに提出していただきます。
具体的な対応(試験時間の延長、別室の設定等)等については、内容確認後、改めて通知します。
- (6) 「勤務先種別コード」欄
16ページのコード表から該当するコードを選んで記入してください。
- (7) 「勤務先所在地(現住所)コード」欄
17ページのコード表から該当のコードを選んで、記入してください。
勤務先がある方は、勤務先の圏域・市町村コードを記入し、勤務先がない場合は、現住所の圏域・市町村コードを記入してください。

《記入例》

① 実務経験証明書が確定している場合

令和7年度(2025年度)山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

山 口 県 知 事 様

※ 申 込 番 号		※ 受 験 番 号	
25-1-		25-1-	
申込年月日	令和7年(2025年) 7月 1日		
ふりがな	かい ご た ろ う		生年
氏 名	介 護 太 郎		昭和・平成(58)年 西暦 1983年12月2日
現 住 所	〒 7 5 3 - 8 5 0 1 山口 都道 山口 市 郡 滝町 1-1 連絡先電話 (083) 922-3111 携帯電話 (090) XXXX-XXXX		
資格コード	01 医師 02 歯科医師 03 薬剤師 04 保健師 06 助産師 07 看護師 09 准看護師 11 理学療法士 12 作業療法士 13 視能訓練士 14 義肢装具士 15 歯科衛生士 16 言語聴覚士 17 あん摩マッサージ指圧師 18 はり師 19 きゅう師 20 柔道整復師 21 栄養士(管理栄養士を含む。)		
資格の免許証等の写しを添付すること	22 社会福祉士 23 介護福祉士 24 精神保健福祉士 31 生活相談員 32 支援相談員 33 相談支援専門員 34 主任相談支援員		
実務経験証明書		① 確定 2 見込み 3 平成30年度以降受験者のため省略 ※	
実務経験年数	勤務先の名称		業務(見込)期間
	① 特別養護老人ホーム〇〇苑		平成30年 5月15日～ 令和4年 3月31日(3年 10月)
	② 〇〇苑デイサービスセンター		令和4年 4月 1日～ 令和7年 6月30日(3年 3月)
	③		年 月 日～ 年 月 日(年 月)
	④		年 月 日～ 年 月 日(年 月)
	⑤		年 月 日～ 年 月 日(年 月)
合 計		(7年 1月) 1346 日	
身体障害等の有無		① 有 2 無 左欄で「1 有」とされた方のみ 受験に際しての配慮の必要の有無→ ① 有 2 無	
勤務先種別コード	1 0 4	勤務先称	〇〇苑デイサービスセンター
勤務先所在地	〒 7 5 5 - 1 1 1 1 山口県 宇部市 〇〇 1-1-1 電話 (0836) 31-1111		
勤務先所在地コード(現住所)	圏域	0 6	市町村
※受験資格の有無		※試験会場	

山 口 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

(9,600円)

(収入印紙ではないので、注意すること)

《記入例》

②実務経験証明書が見込みの場合

令和7年度(2025年度)山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

山口県知事様

※申込番号		※受験番号	
25-1-		25-1-	
申込年月日	令和7年(2025年)7月1日		
ふりがな	かいごたろう	生年	昭和・平成(58)年
氏名	介護太郎	月日	西暦1983年12月2日
現住所	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 連絡先電話(083)922-3111 携帯電話(090)XXXX-XXXX		
資格コード	01 医師 02 歯科医師 03 薬剤師 04 保健師 06 助産師 07 看護師 09 准看護師 11 理学療法士 12 作業療法士 13 視能訓練士 14 義肢装具士 15 歯科衛生士 16 言語聴覚士 17 あん摩マッサージ指圧師 18 はり師 19 きゅう師 20 柔道整復師 21 栄養士(管理栄養士を含む。)		
資格の免許証等の写しを添付すること	22 社会福祉士 23 介護福祉士 24 精神保健福祉士 31 生活相談員 32 支援相談員 33 相談支援専門員 34 主任相談支援員		
実務経験証明書	1 確定 2 見込み 3 平成30年度以降受験者のため省略		※
実務経験年数	勤務先の名称		業務(見込)期間
	① 特別養護老人ホーム〇〇苑		令和2年9月29日～令和4年3月31日(1年6月)
	② 〇〇苑デイサービスセンター		令和4年4月1日～令和7年9月30日(3年6月)
	③		年月日～年月日(年月)
	④		年月日～年月日(年月)
	⑤		年月日～年月日(年月)
合計		(5年0月) 910日	
身体障害等の有無	1 有 2 無		左欄で「1 有」とされた方のみ 受験に際しての配慮の必要の有無→
勤務先種別コード	104	勤務先名称	〇〇苑デイサービスセンター
勤務先所在地	〒755-1111 山口県宇部市〇〇1-1-1 電話(0836)31-1111		
勤務先所在地コード(現住所)	圏域	06	市町村
		202	
※受験資格の有無		※試験会場	

山口県収入証紙貼付欄

(9,600円)

(収入印紙ではないので、注意すること)

(表)

写真票

※ 受験番号

25-1-

ふりがな

かい ご た ろう

氏 名

介 護 太 郎

写真欄

- ・写真サイズ
6cm×4cm
- ・6か月以内に撮影
- ・正面、上半身、無帽、
無背景で撮影のものを貼付

※申込時に写真のないものは受理しません。

必ず記入すること

2025年 7月 1日撮影

(必ず記入すること)

切り離さないこと

(表)

郵便はがき

85 円切手
貼付

※必ず85円
切手を貼って
ください。

7 5 3 - 8 5 0 1

住 所

山口県山口市滝町1-1

ふりがな

かい ご た ろう

氏 名

介 護 太 郎 様

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県健康福祉部 長寿社会課介護保険班

電話 083-933-2774

令和7年度(2025年度)山口県介護支援専門員
実務研修受講試験受験票

※ 受験番号

25-1-

(裏)

《記入例》

(裏)

試験日	令和7年10月12日(日曜日)
試験室入室	8時50分から9時30分まで
試験時間	10時から12時まで (9:30~10:00 受験の注意事項説明)
試験会場	山口県立大学 北キャンパス 号館 (山口市桜畠6-2-1)
留意事項	1 試験当日は、 <u>受験票(本票)</u> 、 <u>筆記用具</u> (HBの鉛筆又はシャープペンシル、消し ゴム)を忘れずに持参してください。 2 試験会場内・周辺は駐車禁止です。 電車・バス等をご利用ください。 3 試験会場に時計はありませんので、必要 な方は持参してください。 (時計代わりに携帯電話を使用することは認めません。)

【不正行為について】

下記のような行為をすると、不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以降の受験はできなくなります。また、受験した試験の成績を無効とします。

【不正の例】

- 受験申込書・受験票・解答用紙への故意に虚偽の記入(答案用紙に本人以外の受験番号等を記入することや、写真票に本人以外の写真を貼ることなど)すること。
- カンニング(カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他人から答えを教わることなど)をすることや、他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをしったりすること。
- 試験時間中に問題冊子及び解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- 試験時間中に携帯電話や電子辞書等の電子機器類を使用すること。

上記以外にも、次のような行為をすると、不正行為となる場合があります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記と同様です。

- 試験会場において、試験監督員等の指示に従わないこと。
- 試験会場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

※ この受験票は、試験当日必ず持参してください。

○実務経験（見込）証明書記入例

勤務先が複数にわたる場合は、受験申込書に記載した勤務先全てについて、提出すること。

実 務 経 験 （ 見 込 ） 証 明 書

（令和7年度（2025年度）山口県介護支援専門員実務研修受講試験）

令和7年 6月 30日

申込み時点で必要な実務経験年数を満たしている場合、証明日以前の期間の証明とすること。

※申込み時点で必要な経験年数を満たしていても、証明日より後の期間を証明している場合は、見込み証明（15ページ記入例）とみなされますのでご注意ください。

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会
代表者氏名 理事長 宇部太郎

担当者名 総務課 宇部花子
連絡先電話番号 0836-31-1112

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

※私印ではなく、代表者印（公印）

氏 名	介 護 太 郎 （生年月日 昭	
施設又は事業所の所在地	〒755-1111 電話（0836）31-1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務に従事した期間 ※ 業務の開始年月日は、必ず法定資格の登録日以降としてください。	① 平成30年5月15日～令和4年3月31日（3年10月） ② 令和4年4月1日～令和7年6月30日（3年3月）	
うち業務に従事した日数 ※ 休暇や出張等、該当業務に従事しなかった日は除いてください。	（① 851 日） + （② 495 日） = （ 1, 346 日）	
業務内容等 ※ 法定資格のうち、社会福祉士介護福祉士、精神保健福祉士については、当該資格に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲を、受験案内（P19～P42）で必ずご確認ください。	（施設種別等） ① 特別養護老人ホーム ② 老人デイサービスセンター	（資格） 社会福祉士 （職名） 生活相談員 （業務内容） 相談援助業務 （資格） 介護福祉士 （職名） 介護職員 （業務内容） 介護業務

※記入もれがないようにお願いします。

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。

- ・ 証明内容を訂正した場合は、証明者（代表者）の印を押すこと。修正液や修正テープによる修正は認められません。
- ・ 証明書の内容に不明な事項がある場合は、当該証明書の担当者に内容の照会や確認を行うことがあります。

○実務経験(見込)証明書記入例

実務経験(見込)証明書

実務経験を見込で提出される場合は、
見込み期間経過後、10月21日(火)ま
でに、改めて「実務経験(見込)証明書」
を提出のこと。

申込み時点で必要な実務経験年数を満
たしていないが、試験日前日までに満た
す場合は、見込みの実務経験証明となる。
(証明日より後の期間を証明。最長試験
日前日まで。)

(年度) 山口県介護支援専門員実務研修受講試験)

令和7年 7月 1日

施設又は事業所名 社会福祉法人 宇部会
代表者氏名 理事長 宇部太郎
担当者名 総務課 宇部花子
連絡先電話番号 0836-31-1112

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

※私印ではなく、
代表者印(公印)

氏 名	介 護 太 郎 (生年月日 昭)	
施設又は事業所の 所在地	〒755-1111 電話(0836)31-1111 山口県宇部市〇〇1-1-1	
施設又は事業所名	① 特別養護老人ホーム 〇〇苑 ② 〇〇苑デイサービスセンター	
業務に従事した期間 ※ 業務の開始年月日は、必ず法 定資格の登録日以降としてくださ い。	① 令和2年9月29日～令和4年3月31日(1年6月) ② 令和4年4月1日～令和7年9月30日(3年6月)	
うち業務に従事した日数 ※ 休暇や出張等、該当業務に従 事しなかった日は除いてください。	(① 300 日) + (② 610 日) = (910 日)	
業 務 内 容 等 ※ 法定資格のうち、社会福祉士 介護福祉士、精神保健福祉士に ついては、当該資格に基づき、当 該資格に係る業務に従事したと認 められる範囲を、受験案内(P19 ～P42)で必ずご確認ください。	(施設種別等) ① 特別養護老人ホーム ② 老人デイサービスセンター	(資格) 社会福祉士 (職名) 生活相談員 (業務内容) 相談援助業務 (資格) 介護福祉士 (職名) 介護職員 (業務内容) 介護業務

※記入もれがないように
お願いします。

介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受
けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められていますのでご注意ください。

- ・ 証明内容を訂正した場合は、証明者(代表者)の印を押すこと。修正液や修正テープによる修正は認められ
ません。
- ・ 証明書の内容に不明な事項がある場合は、当該証明書の担当者に内容の照会や確認を行うことがありま
す。

◎ 資格コード(令和7年10月11日時点の状況)

医 師 01	歯 科 医 師 02	薬 剤 師 03	保 健 師 04
助 産 師 06	看 護 師 07	准 看 護 師 09	理学療法士 11
作業療法士 12	視能訓練士 13	義肢装具士 14	歯科衛生士 15
言語聴覚士 16	あん摩マッサージ指圧師 17		は り 師 18
き ゅ う 師 19	柔道整復師 20	栄養士(管理栄養士を含む。) 21	
社会福祉士 22	介護福祉士 23	精神保健福祉士 24	
生活相談員 31	支援相談員 32	相談支援専門員 33	主任相談支援員 34

◎ 勤務先種別コード

特別養護老人ホーム	101
養護老人ホーム	102
在宅介護支援センター	103
デイサービスセンター	104
その他の老人福祉施設 (例:老人短期入所施設、軽費老人ホーム 等)	105
その他の社会福祉施設 (例:グループホーム、小規模多機能 等)	201
介護療養型医療施設	301
歯科診療所	302
その他の医療機関	303
老人保健施設	304
訪問看護ステーション	305
薬局	306
社会福祉協議会	401
行政機関(上記の福祉施設等を除く)	402
民間事業所(上記の福祉施設等を除く)	501
その他 (例:有料老人ホーム、ヘルパーステーション 等)	601
勤務先なし	999

◎ 勤務先所在地(現住所)コード

申込み時点で、勤務先がない方は、現住所のコードを記載してください。

市	町	村	圏	域
岩 国 市 208	和 木 町 321		岩国圏域	01
柳 井 市 212	周防大島町 305	上 関 町 341	柳井圏域	02
田布施町 343	平 生 町 344			
下 松 市 207	光 市 210	周 南 市 215	周南圏域	03
防 府 市 206			防府圏域	04
山 口 市 203			山口圏域	05
宇 部 市 202	美 祢 市 213	山陽小野田市 216	宇部・小野田圏域	06
下 関 市 201			下関圏域	07
長 門 市 211			長門圏域	08
萩 市 204	阿 武 町 502		萩圏域	09
県外 999				10
※申込み時点で、県外で受験資格対象業務に従事している場合は、他都道府県で受験となります。				

(別紙 1)

相談援助業務に従事する者の範囲

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

実務経験 コ ー ド	資格コード (16 ペー ジ)	
20001	31	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20002	31	介護保険法第 8 条第 21 項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20003	31	介護保険法第 8 条第 22 項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する 生活相談員
20004	31	介護保険法第 8 条第 27 項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する 生活相談員
20005	32	介護保険法第 8 条第 28 項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する 支援相談員
20006	31	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する 生活相談員
20007	33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 18 項に規定する 計画相談支援 にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する 相談支援専門員
20008	33	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する 障害児相談支援 にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する 相談支援専門員
20009	34	生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3（2）アに規定する 主任相談支援員

(別紙 2)

社会福祉士の資格（資格コード 22（16 ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※社会福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種で相談援助業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条において定める社会福祉士の業務「相談援助」と、同法第 7 条で定める社会福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、社会福祉士の登録日以降、以下の表の施設種類において、右欄の職種として従事した期間は実務経験として認められます。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、児童分野 児童福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22001	・ 児童相談所	・ 児童福祉司 ・ 受付相談員 ・ 相談員 ・ 電話相談員 ・ 児童心理司 ・ 児童指導員 ・ 保育士
22002	・ 母子生活支援施設	・ 母子支援員、母子指導員 ・ 少年指導員（少年を指導する職員） ・ 個別対応職員 ・ 自立支援担当職員
22003	・ 児童養護施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 職業指導員 ・ 里親支援専門相談員 ・ 自立支援担当職員
22004	障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 心理担当職員 ・ 児童発達支援管理責任者
22005	知的障害児施設 ・ 知的障害児施設 ・ 自閉症児施設（第一種、 第二種）	・ 児童指導員 ・ 保育士
22006	・ 知的障害児通園施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22007	盲ろうあ児施設 ・ 盲児施設 ・ ろうあ児施設 ・ 難聴幼児通園施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22008	肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児通園施設 ・ 肢体不自由児療護施設	・ 児童指導員 ・ 保育士
22009	・ 児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療 施設）	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 自立支援担当職員
22010	・ 重症心身障害児施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 心理指導員（心理指導を担当する職員）

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22011	・ 児童自立支援施設	・ 児童自立支援専門員 ・ 児童生活支援員 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 職業指導員 ・ 自立支援担当職員
22012	・ 児童家庭支援センター	・ 相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)
22013	・ 里親支援センター	・ 里親制度等普及促進担当者 ・ 里親等支援員 ・ 里親研修等担当者 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 自立支援担当職員 ・ 養親等相談支援員
22014	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	・ 児童発達支援事業を行なう施設 ・ 指導員 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 機能訓練担当職員（心理担当職員に限る） ・ 障害福祉サービス経験者 ※「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
	・ 放課後等デイサービス事業を行なう施設	・ 指導員 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 機能訓練担当職員（心理担当職員に限る） ・ 障害福祉サービス経験者 ※「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所基準に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
	・ 居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	・ 訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る） ・ 児童発達支援管理責任者
	・ 保育所等訪問支援事業を行なう施設	・ 訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る） ・ 児童発達支援管理責任者
22015	・ 障害児相談支援事業	・ 相談支援専門員 ・ 相談支援員
22016	・ 乳児院	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 里親支援専門相談員

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22017	・医療型児童発達支援を行なう施設	・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
22018	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって内閣総理大臣が指定するもの）	・児童指導員 ・保育士
22019	・児童自立生活援助事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている指導員 ・個別対応職員 ・自立支援担当職員
22020	・地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員
22021	・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	・小児慢性特定疾病児童等自立支援員
22022	・若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	・相談援助業務又は自立支援を行なう職員
22023	・養育支援訪問事業を行なっている事業所	・訪問支援者
22024	・児童厚生施設（児童遊園を除く）	・職員のうち相談援助業務を行なっている者
22025	・親子再統合支援事業を行なっている事業所	・相談援助業務を行なっている職員
22026	・社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員
22027	・妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	・支援コーディネーター ・母子支援員
22028	・子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	・訪問支援員
22029	・児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	・相談支援業務を行なっている職員
22030	・こども家庭センター	・児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員 ・母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 ・統括支援員
22031	・地域子育て相談機関	・相談支援業務を行なっている職員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22032	・利用者支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員
22033	・児童デイサービス事業（障害児通園事業）	・相談援助業務を行なう職員（相談員）
22034	地域生活支援事業 障害児等療育支援事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員
22035	・心身障害児総合通園センター	・相談援助業務を行なっている職員
22036	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	・相談援助業務を行なっている職員
22037	・重症心身障害児（者）通園事業を行なう施設	・児童指導員 ・保育士

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職 種
22038	・スクールソーシャルワーカー活用事業に 基づく教育機関	・スクールソーシャルワーカー
22039	・子ども家庭総合支援拠点	・相談援助業務を行なっている職員
22040	・医療的ケア児支援センター	・医療的ケア児等コーディネーター

2、高齢者分野 介護保険法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められ る職種
22041	介護保険 施設 ・指定介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設	・生活相談員 ・支援相談員 ・相談指導員
22042	・地域包括支援センター	・包括的支援事業に係る業務を行なう職 員（保健師等） ※ただし、「包括的支援事業」のうち、 一部の事業は、その実務経験をもっ て、受験することはできません。 （介護予防ケアマネジメント、総合 相談支援事業、権利擁護事業、包 括的・継続的ケアマネジメント支 援事業、認知症初期集中支援推進 事業に限る）
22043	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行 なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行な う施設を含む	・生活相談員 ・計画作成担当者
22044	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設 ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう 施設を含む	・生活相談員 ※「第一号通所事業」のうち、事業 者指定を受けていないもの等は、 その実務経験をもって受験するこ とはできません。
22045	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう 施設を含む	・生活相談員
22046	・指定通所リハビリテーションを行なう施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行な う施設を含む） ※介護老人保健施設において実施されている ものに限る。	・支援相談員
22047	・指定短期入所療養介護を行なう施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設 を含む） ※介護老人保健施設において実施されている ものに限る。	・支援相談員
22048	・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行 なう施設	・オペレーター
22049	・指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	・オペレーションセンター従業者
22050	・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護を行なう施設	・生活相談員
22051	・介護予防支援事業を行なっている事業所	・担当職員
22052	・第一号介護予防支援事業を行なっている事業 所	・担当職員

老人福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22053	・養護老人ホーム	・生活相談員
22054	・特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	・生活相談員
22055	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム (A 型、B 型) ・ケアハウスを含む	・生活相談員 ・主任生活相談員
22056	・老人福祉センター (特 A 型、A 型、B 型)	・相談・指導を行なう職員
22057	・老人短期入所施設	・生活相談員
22058	・老人デイサービスセンター	・生活相談員
22059	・老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	・相談援助業務を行なっている職員
22060	・有料老人ホーム	・生活相談員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22061	・高齢者総合相談センター	・相談援助業務を行なっている相談員
22062	・生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	・生活援助員
22063	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	・相談援助業務を行なっている生活援助員
22064	・サービス付き高齢者向け住宅	・相談援助業務を行なっている職員

3、障害者分野

身体障害者福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22065	・身体障害者更生相談所	・身体障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー
22066	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター (A 型、B 型) ・在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	・身体障害者に関する相談に応ずる職員
22067	・点字図書館	・相談援助業務を行なっている職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22068	・精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) ・精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) ・心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)

知的障害者福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22069	・知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー

障害者総合支援法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22070	・ 障害者支援施設	・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者
22071	・ 地域活動支援センター	・ 指導員
22072	・ 福祉ホーム	・ 管理人
22073	・ 基幹相談支援センター	・ 相談援助業務を行っている職員
22074	身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・ 肢体不自由者更生施設 ・ 視覚障害者更生施設 ・ 聴覚・言語障害者更生施設 ・ 内部障害者更生施設
		・ 生活支援員
		・ 身体障害者療護施設
		・ 生活支援員
22075	精神障害者 社会復帰施設	・ 身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
		・ 生活支援員
		・ 身体障害者福祉工場
		・ 指導員
22076	知的障害者 援護施設	・ 精神障害者生活訓練施設
		・ 精神障害者社会復帰指導員
		・ 精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
		・ 精神障害者社会復帰指導員
22077	障害福祉 サービス事業	・ 精神障害者福祉工場
		・ 精神障害者社会復帰指導員
		・ 精神障害者福祉ホーム
		・ 管理人
22076	知的障害者 援護施設	・ 知的障害者更生施設 (入所、通所)
		・ 生活支援員
		・ 知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
22077	障害福祉 サービス事業	・ 知的障害者通所寮
		・ 生活支援員
		・ 知的障害者更生施設 (入所、通所)
22077	障害福祉 サービス事業	・ 知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)
		・ 生活支援員
		・ 知的障害者通所寮
		・ 生活支援員
		・ 生活介護を行なう施設
		・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者
		・ 自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)
		・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者
		・ 就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)
		・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 職業指導員 (相談援助を行なう 場合に限り)
		・ 就労継続支援を行なう施設 (A 型、B 型)
		・ 生活支援員 ・ サービス管理責任者 ・ 職業指導員 (相談援助を行なう 場合に限り)
22077	障害福祉 サービス事業	・ 就労定着支援を行なう施設
		・ 就労定着支援員 ・ サービス管理責任者
		・ 自立生活援助を行なう施設
		・ 地域生活支援員 ・ サービス管理責任者
		・ 療養介護を行なう施設
		・ 相談援助業務を行なっている職 員
		短期入所を行なう施設 ・ 身体障害者短期入所事業 ・ 知的障害者短期入所事業
		・ 相談援助業務を行なっている職 員
		・ 重度障害者等包括支援を行なう施 設
		・ 相談援助業務を行なっている職 員
		・ 共同生活介護を行なう施設
		・ 相談援助業務を行なっている職 員
22077	障害福祉 サービス事業	共同生活援助を行なう施設 ・ 精神障害者グループホーム ・ 知的障害者グループホーム
		・ 相談援助業務を行なっている職 員
		を含む

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22078	・ 一般相談支援事業所	・ 相談支援専門員
22079	・ 特定相談支援事業所	・ 相談支援専門員 ・ 相談支援員
22080	・ 相談支援事業を行なう施設	・ 相談支援専門員
22081	地域生活 支援事業	・ 身体障害者自立支援事業を行なっている施設
		・ 相談援助業務を行なっている職員
		・ 日中一時支援事業を行なっている施設
		・ 相談援助業務を行なっている職員
		・ 障害者相談支援事業を行なっている施設
		・ 相談援助業務を行なっている職員

のぞみの園法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22082	・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	・ 相談援助業務を行なっている指導員 ・ 相談援助業務を行なっているケースワーカー

発達障害者支援法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22083	・ 発達障害者支援センター	・ 相談支援を担当する職員 ・ 就労支援を担当する職員

障害者の雇用の促進等に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22084	・ 広域障害者職業センター	・ 障害者職業カウンセラー
22085	・ 地域障害者職業センター	・ 障害者職業カウンセラー ・ 職場適応援助者
22086	・ 障害者雇用支援センター	・ 改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員
22087	・ 障害者就業・生活支援センター	・ 主任就業支援担当者 ・ 就業支援担当者 ・ 主任職場定着支援担当者 ・ 生活支援担当職員

職業安定法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22088	・ 公共職業安定所	・ 精神・発達障害者雇用サポーター ・ 障害学生等雇用サポーター

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22089	・ 知的障害者福祉工場	・ 相談援助業務を行なっている指導員
22090	・ 聴覚障害者情報提供施設	・ 相談援助業務を行なっている職員
22091	・ 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	・ 地域体制整備コーディネーター ・ 地域移行推進員
22092	・ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	・ 地域体制整備コーディネーター ・ 地域移行推進員
22093	・ 精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
22094	・ アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)
22095	・ 第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
22096	・ 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者

4、その他の分野

地域保健法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22097	・保健所	・精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) ・精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員) ・心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)

医療法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22098	・病院・診療所	・相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動 ・退院後生活環境相談員

生活保護法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22099	・救護施設	・生活指導員
22100	・更生施設	・生活指導員
22101	・授産施設	・指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
22102	・宿所提供施設	・指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
22103	・被保護者就労支援事業を行なっている事業所	・就労支援員
22104	・日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者

生活困窮者自立支援法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22105	・生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 ・生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所 ・生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員 ・就労準備支援担当者 ・家計改善支援員（家計相談支援員を含む）

社会福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22106	・福祉事務所	・査察指導員（指導監督を行なう職員） ・身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員） ・知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員） ・老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員） ・現業員・ケースワーカー ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接相談員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員、母子相談員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
22107	・隣保館	・相談援助業務を行なっている指導職員
22108	・都道府県社会福祉協議会	・専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員） ・相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22109	・市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	・専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員） ・福祉活動専門員 ・相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22110	・女性相談支援センター	・相談指導員 ・心理支援員 ・女性相談支援員
22111	・女性自立支援施設	・入所者の自立支援を行なう職員

母子保健法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22112	・母子健康包括支援センター	・母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
22113	・産後ケア事業を実施する施設	・相談に応ずる職員

配偶者暴力防止法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22114	・配偶者暴力相談支援センター	・女性相談支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22115	・母子・父子福祉センター	・母子及び父子の相談を行なう職員

刑事収容施設法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22116	・刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官

少年院法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22117	・少年院	・法務教官 ・法務技官（心理） ・福祉専門官

少年鑑別所法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22118	・少年鑑別所	・法務教官 ・法務技官（心理）

更生保護法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22119	・ 地方更生保護委員会	・ 保護観察官 ・ 社会復帰調整官
22120	・ 保護観察所	・ 保護観察官 ・ 社会復帰調整官

更生保護事業法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22121	・ 更生保護施設	・ 補導主任 ・ 補導員 ・ 福祉職員 ・ 薬物専門職員

裁判所法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22122	・ 家庭裁判所	・ 家庭裁判所調査官

労働者災害補償保険法

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22123	・ 労災特別介護施設	・ 相談援助業務を行なっている指導員

難病の患者に対する医療等に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22124	・ 難病相談支援センター	・ 難病相談支援員

成年後見制度の利用の促進に関する法律

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22125	・ 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	・ 相談援助業務を行なっている職員

その他

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22126	・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている相談員
22127	・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	・ 母子・父子自立支援プログラム策定員
22128	・ 就業支援専門員配置等事業	・ 就業支援専門員
22129	・ 地域福祉センター	・ 相談援助業務を行なっている職員
22130	・ 就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	・ 就労支援員
22131	・ ひきこもり地域支援センター	・ ひきこもり支援コーディネーター ・ その他相談援助業務を行っている職員
22132	・ 地域生活定着支援センター	・ 相談援助業務を行なっている職員
22133	・ ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	・ 相談援助業務を行なっている相談員
22134	・ ホームレス自立支援センター	・ 生活相談指導員
22135	・ 東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	・ 相談援助業務を行なっている職員
22136	・ 被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	・ 相談援助業務を行なっている職員

実務経験 コード	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる 職種
22137	・ 自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） ・ 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	・ 主任相談支援員 ・ 相談支援員 ・ 就労支援員 ・ 家計相談支援員
22138	・ 地域居住支援事業を行なっている事業所	・ 相談援助業務を行なっている職員
22139	・ 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・ 支援コーディネーター
22140	・ 地域若者サポートステーション	・ 相談援助業務を行なっている職員
22141	・ 子ども・若者総合相談センター	・ 相談援助業務を行なっている職員

5、現在廃止事業の分野

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去において社会福祉士の資格に基づきこれらの事業に従事していた期間は、実務経験の対象になります。

実務経験 コード	施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる 職種
22142	・ 重度身体障害者更生援護施設	・ 生活支援員 ・ 生活指導員
22143	・ 身体障害者福祉ホーム	・ 管理人
22144	・ 精神障害者地域生活支援センター	・ 精神障害者社会復帰指導員
22145	・ 経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	・ 相談援助業務を行なっている職員
22146	・ 精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている職員
22147	・ 知的障害者デイサービスセンター	・ 指導員 ・ 生活指導員 ・ 相談援助業務を行なっている職員
22148	・ 知的障害者福祉ホーム	・ 管理人
22149	身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・ 身体障害者更生施設 ・ 身体障害者療護施設 ・ 身体障害者福祉センター ・ 身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・ 知的障害児施設 ・ 知的障害児通園施設 ・ 自閉症児施設 ・ 盲ろうあ児施設 ・ 難聴幼児通園施設 ・ 肢体不自由児施設 ・ 肢体不自由児療護施設 ・ 肢体不自由児通園施設 ・ 重症心身障害児施設 ・ 知的障害者更生施設 ・ 知的障害者授産施設 において実施する事業	・ 相談援助業務を行なっている職員
22150	障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・ 身体障害者デイサービス事業 ・ 知的障害者デイサービス事業 を含む	・ 相談援助業務を行なっている職員
22151	・ 経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成 18 年 10 月～19 年 3 月〕	・ 相談援助業務を行なっている職員
22152	・ 「障害者 110 番」運営事業を行なっている施設	・ 相談援助業務を行なっている相談員

実務経験 コード	施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
22153	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通所寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている職員
22154	高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	・生活援助員
22155	・家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	・電話相談員
22156	・ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	・相談援助業務を行なっている指導員
22157	子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている相談員
22158	乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	・相談援助業務を行なっている相談員
22159	・すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	・相談援助業務を行なっている相談員
22160	・知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	・相談援助業務を行なっている相談員
22161	・地域子育て支援センター事業を行なっている施設	・相談援助業務を行なっている職員

(別紙 3)

介護福祉士の資格（資格コード 23（16 ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※介護福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種で、主たる業務が介護等の業務である者が当該業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

（注意！）次に掲げる施設・事業、職種であっても、主たる業務が介護等の業務ではない場合は、該当しません。

社会福祉士及び介護福祉士法第2条において定める介護福祉士の業務「介護等」と、同法第40条で定める介護福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「介護等」とが同じであることが示されているため、介護福祉士の登録日以降、以下の表の施設・事業において、主たる業務が介護等である者が右欄の職種として、当該業務に従事した期間については実務経験として認められる。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、児童分野

児童福祉法関係の施設・事業

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23001	- 知的障害児施設 - 自閉症児施設 - 知的障害児通園施設 - 盲児施設 - ろうあ児施設 - 難聴幼児通園施設 - 肢体不自由児施設 - 肢体不自由児通園施設 - 肢体不自由児療護施設 - 重症心身障害児施設 - 重症心身障害児（者）通園事業 - 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの） - 児童発達支援 - 放課後等デイサービス - 障害児入所施設 - 児童発達支援センター - 指定発達支援医療機関	- 保育士 - 介助員 - 看護補助者、看護助手 - 指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス） （「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験にならない） （「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験となる） - 児童指導員 - 障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス） など入所者の保護に直接従事する職員 ※「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者） ※「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス
23002	- 保育所等訪問支援 - 居宅訪問型児童発達支援	訪問支援員

2、障害者分野

障害者総合支援法関係の施設・事業

※「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から、同等の施設・事業を継続的に行なっている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象
- ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23003	・障害者デイサービス事業（平成 18 年 9 月までの事業） ・短期入所 ・障害者支援施設 ・療養介護 ・生活介護 ・児童デイサービス ・共同生活介護（ケアホーム） ・共同生活援助（グループホーム） ・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援 ・知的障害者援護施設（知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所療養・知的障害者福祉工場） ・身体障害者更生援護施設（身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場） ・福祉ホーム ・身体障害者自立支援 ・日中一時支援 ・生活サポート ・経過的デイサービス事業 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ・訪問入浴サービス ・地域活動支援センター ・精神障害者社会復帰施設（精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場） ・在宅重度障害者通所援護事業（日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る） ・知的障害者通所援護事業（全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	・介護職員 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業） ・寮母 ★次の 5 職種は「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験にはならない ・保育士（児童デイサービス） ・生活支援員 ・指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター） ・精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設） ・世話人（共同生活介護・共同生活援助）
23004	・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・外出介護（平成 18 年 9 月までの事業） ・移動支援事業	・訪問介護員 ・ホームヘルパー ・ガイドヘルパー 注意！ サービス提供責任者としての業務は対象外

3、高齢者分野

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業

※介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第 1 号訪問事業」、「第 1 号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行なっている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「指定通所リハビリテーション」を除く
- ・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象
- ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

※「第 1 号訪問事業」、「第 1 号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23005	・老人デイサービスセンター ・指定通所介護（指定療養通所介護を含む） ・指定地域密着型通所介護 ・指定介護予防通所介護 ・第1号通所事業 ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・老人短期入所施設 ・指定短期入所生活介護 ・指定介護予防短期入所生活介護 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・指定介護老人福祉施設 ・指定地域密着型介護老人福祉施設 ・軽費老人ホーム ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） ・指定訪問入浴介護 ・指定介護予防訪問入浴介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・指定通所リハビリテーション ・指定介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・指定介護予防短期入所療養介護 ・指定特定施設入居者生活介護 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護 ・サービス付き高齢者向け住宅	・介護職員 ・介護従事者 ・介護従業者 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・介助員 ・支援員（養護老人ホームのみ）
23006	・指定訪問介護 ・指定介護予防訪問介護 ・第1号訪問事業 ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・指定夜間対応型訪問介護	・訪問介護員 ・ホームヘルパー 注意！ サービス提供責任者としての業務は対象外
23007	・指定訪問看護 ・指定介護予防訪問看護	・看護補助者、看護助手 ※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

4、その他の分野

生活保護法関係の施設

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23008	・救護施設 ・更生施設	・介護職員 ・介助員

その他の社会福祉施設等

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23009	・地域福祉センター ・隣保館デイサービス事業 ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ・ハンセン病療養所 ・原子爆弾被爆者養護ホーム ・原子爆弾被爆者デイサービス事業 ・原子爆弾被爆者ショートステイ事業 ・労災特別介護施設	・介護職員 ・介護員 ・介助員 ・看護補助者、看護助手 ※「ハンセン病療養所」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。
23010	・原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	・原爆被爆者家庭奉仕員
23011	・家政婦紹介所（個人の家庭において、介護等の業務を行なう場合に限る）	・家政婦
23012	・訪問看護事業（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する訪問看護事業）	・看護補助者、看護助手 ※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

病院または診療所

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23013	・病院 ・診療所	・介護職員 ・看護補助者 ・看護助手 ※看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象とはなりません。

5、介護等の便宜を供与する事業

※介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービスの場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行なっている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

・「非営利法人」→ 法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→ 法人格取得後の期間が対象

実務経験 コード	施設・事業	実務経験として認められる職種 ※ただし、主たる業務が介護等の業務の者に限る
23014	・地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業 ・介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く） ・障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く） ・以下の各サービスに準ずる事業 ・非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業 ・その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）	・介護職員 ・訪問介護員

【注意事項】上表の介護保険法・障害者総合支援法の基準該当以外の事業には実務経験になる条件があります。（次の条件すべてに該当する必要があります。）

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・障害者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・障害者」「福祉に関する・・・」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行なうことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

(別紙 4)

精神保健福祉士の資格（資格コード24（16ページ））に基づき、当該資格に係る業務に従事したと認められる範囲

※精神保健福祉士の登録日以降、次に掲げる施設・事業、職種等で、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務である者が当該業務に従事した期間については、実務経験として認められます。

（注意！）次に掲げる施設・事業、職種等であっても、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務ではない場合は、該当しません。

※病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験として認められません。

※児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

精神保健福祉士法第2条において定める精神保健福祉士の業務「相談援助」と、同法第7条で定める精神保健福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助等」とが同じであることが示されているため、精神保健福祉士の登録日以降、以下の表の施設・事業等において、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者が、右欄の職種（例）として業務に従事した期間は実務経験として認められます。

※ なお、表中の「実務経験コード」については、事務処理上、記載しているものであり、受験申込書及び実務経験証明書に記載する欄はありません。

1、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24001	・精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
24002	・精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他

2、児童福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る
24003	・障害児通所支援事業を行なう施設（児童デイサービスであった期間を含む） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援	・相談援助業務に従事する職員 ・その他
24004	・乳児院	・個別対応職員 ・児童指導員 ・保育士 ・家庭支援専門相談員 ・里親支援専門相談員 ・その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24005	・ 児童養護施設	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 心理療法担当職員 ・ 職業指導員 ・ 自立支援担当職員 ・ 里親支援専門相談員 ・ その他
24006	・ 福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であ った期間を含む)	・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 児童発達支援管理責任者 ・ 職業指導員 ・ 心理担当職員 ・ その他
24007	・ 児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	・ 心理療法担当職員 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ その他
24008	・ 児童相談所	・ 児童福祉司 ・ 受付相談員 ・ 相談員 ・ 電話相談員 ・ 児童心理司 ・ 児童指導員 ・ 保育士 ・ その他
24009	・ 母子生活支援施設	・ 母子支援員 ・ 少年を指導する職員 ・ 個別対応職員 ・ 自立支援担当職員 ・ 心理療法担当職員 ・ その他
24010	・ 障害児相談支援事業を行なう施設	・ 相談支援専門員 ・ 相談支援員 ・ その他
24011	・ 児童自立支援施設	・ 児童自立支援専門員 ・ 児童生活支援員 ・ 個別対応職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ 心理療法担当職員 ・ 職業指導員 ・ 自立支援担当職員 ・ その他
24012	・ 児童家庭支援センター	・ 「児童福祉施設の設備及び運営に関す る基準」第88条の3第1項に規定する 職員 ・ その他
24013	・ 児童自立生活援助事業を行なう施設	・ 相談援助業務を行なう指導員 ・ 自立支援担当職員 ・ 個別対応職員 ・ その他
24014	・ 里親支援センター	・ 里親制度等普及促進担当者 ・ 里親等支援員 ・ 里親研修等担当者 ・ 養親等相談支援員 ・ 自立支援担当職員 ・ 家庭支援専門相談員 ・ その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24015	・社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員
24016	・妊産婦等生活援助事業を行なう施設	・支援コーディネーター ・母子支援員

3、地域保健法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24017	・保健所	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
24018	・市町村保健センター	

4、医療法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24019	・病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは 心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
24020	・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは 心療内科を広告しているものに限る)	・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他

5、生活保護法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24021	・救護施設	・生活指導員 ・その他
24022	・更生施設	・生活指導員 ・その他
24023	・被保護者就労支援事業を行なう事業所	・就労支援員
24024	・被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 ・被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者
24025	・就労支援事業を行う事業所（自立支援プロ グラム策定実施推進事業実施要領に規定す る事業）	・就労支援員
24026	・日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者

6、地方自治体

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24027	・市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
24028	・区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24029	・ 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・ 精神保健福祉相談員 ・ 精神科ソーシャルワーカー ・ 心理判定員 ・ その他

7、生活困窮自立支援法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24030	・ 生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・ 主任相談支援員 ・ 相談支援員 ・ 就労支援員 ・ 家計改善支援員 ・ 就労準備支援担当者
24031	・ 生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	
24032	・ 生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	

8、社会福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰 に関する相談援助業務の者に限る
24033	・ 福祉事務所	・ 査察指導員 ・ 身体障害者福祉司 ・ 知的障害者福祉司 ・ 老人福祉指導主事 ・ 現業員 ・ 家庭児童福祉主事 ・ 家庭相談員 ・ 面接員に相当する職員 ・ 女性相談支援員 ・ 母子・父子自立支援員 ・ 母子・父子自立支援プログラム策定員 ・ 就業支援専門員 ・ 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添 1 の 3 (1) に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・ 生活保護法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・ その他
24034	・ 都道府県社会福祉協議会 ・ 日常生活自立支援事業	・ 専門員
24035	・ 市町村社会福祉協議会	・ 福祉活動専門員 ・ 相談援助業務（主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る）に従事する職員 ・ その他

9、知的障害者福祉法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰 に関する相談援助業務の者に限る
24036	・ 知的障害者更生相談所	・ 知的障害者福祉司 ・ 心理判定員 ・ 職能判定員 ・ ケース・ワーカー ・ その他

10、法務省設置法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24037	・ 保護観察所	・ 社会復帰調整官 ・ 保護観察官 ・ その他

11、障害者の雇用の促進等に関する法律

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24038	・ 広域障害者職業センター	・ 障害者職業カウンセラー ・ その他
24039	・ 地域障害者職業センター	・ 障害者職業カウンセラー ・ 職場適応援助者 ・ その他
24040	・ 障害者就業・生活支援センター	・ 主任就業支援担当者 ・ 就業支援担当者 ・ 主任職場定着支援担当者 ・ 生活支援担当職員 ・ その他

12、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24041	・ 女性相談支援センター	・ 相談指導員 ・ 心理支援員 ・ 女性相談支援員
24042	・ 女性自立支援施設	・ 入所者の自立支援を行う職員

13、刑事収容施設法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24043	・ 刑事施設	・ 刑務官 ・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

14、少年院法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24044	・ 少年院	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理） ・ 福祉専門官

15、少年鑑別所法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24045	・ 少年鑑別所	・ 法務教官 ・ 法務技官（心理）

16、更生保護事業法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24046	・更生保護施設	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員 ・その他

17、発達障害者支援法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24047	・発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員 ・その他

18、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 <u>※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務の者に限る</u>
24048	障害福祉サービス事業	・生活介護を行なう施設
		・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
		・自立訓練を行なう施設
		・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
		・就労移行支援を行なう施設
		・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
		・就労継続支援を行なう施設
24049	地域生活支援事業	・職業指導員 ・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他
		・就労定着支援を行なう施設
		・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他
		・自立生活援助を行なう施設
		・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他
		・短期入所を行なう施設 ・重度障害者等包括支援を行なう施設 ・共同生活援助を行なう施設（共同生活介護であった期間を含む）
		・相談援助業務に従事する職員 ・その他
24050	・一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	・相談援助業務に従事する職員
		・相談援助業務に従事する職員
		・相談援助業務に従事する職員
24051	・特定相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）	・相談支援専門員 ・その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24052	・ 障害者支援施設	・ 生活支援員 ・ 就労支援員 ・ サービス管理責任者 ・ その他
24053	・ 地域活動支援センター	・ 指導員 ・ その他
24054	・ 福祉ホーム	・ 管理人 ・ その他
24055	・ 基幹相談支援センター	・ 相談援助業務に従事する職員 ・ その他

19、介護保険法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務 の者に限る
24056	・ 地域包括支援 センター	・ 包括的支援事業に係る業務を行なう職員 ※ただし、「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経 験をもって、受験することはできません。 (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、認知症初期集中支援 推進事業に限る) ・ その他

20、職業安定法

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24057	・ 公共職業安定所	・ 精神・発達障害者雇用サポーター ・ 障害学生等雇用サポーター

21、その他

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24058	・ 精神障害者地域移行支援特別対策事業を行 なう施設	・ 地域体制整備コーディネーター ・ 地域移行推進員 ・ その他
24059	・ アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行 なう施設	・ 相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その 他医療法に規定する病院として必要な職 員を除く)
24060	・ 第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職 場適応援助者助成金受給資格認定法人	・ 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問 型職場適応援助者養成研修を修了した職 員であって、職場適応援助を行なってい る者
24061	・ 訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法 人	・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了し た職員であって、職場適応援助を行なっ ている者
24062	・ スクールソーシャルワーカー活用事業を行 なう施設	・ スクールソーシャルワーカー ・ その他
24063	・ 母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	・ 相談員
24064	・ ひきこもり地域支援センター	・ ひきこもり支援コーディネーター
24065	・ 地域生活定着支援センター	・ 相談援助業務に従事する職員
24066	・ ホームレス自立支援事業を行なう施設	・ 生活相談指導員 ・ その他
24067	・ 地域若者サポートステーション	・ 相談援助業務に従事する職員
24068	・ 高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	・ 支援コーディネーター

22、現在廃止事業・職種

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去において精神保健福祉士の資格に基づきこれらの事業に従事していた期間は、実務経験の対象になります。

実務経験 コード	施設・事業等	実務経験として認められる職種の例 ※ただし、主たる業務が精神障害者の社会 復帰に関する相談援助業務の者に限る
24069	・精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	・世話人 ・その他
24070	・精神障害者社会復帰施設	・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ・その他
24071	・知的障害者援護施設	・生活支援員 ・その他
24072	・児童デイサービス	・相談援助業務に従事する職員 ・その他

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとつての介護問題 6 家族にとつての介護問題 7 社会にとつての介護問題
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	—	—
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係
			13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
			14 検討規定(附則)	—
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント	1 介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
			2 ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3 家族(介護者)への支援の必要性 4 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目		
				5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点		
			3 介護支援専門員の基本姿勢	—		
			4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施－総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発		
			5 ケアマネジメントの記録	—		
			2. 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—	
				2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—	
				3 居宅サービス計画作成指針	—	
				4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—	
			3. 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—	
				2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—	
				3 介護予防サービス計画作成指針	—	
		4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析		—		
		4. 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—		
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	—		
			3 施設サービス計画作成指針	—		
			4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—		
		三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1. 総論Ⅰ 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴 3 高齢者に多くみられる各種の疾患
					2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
					3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論
					4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
				4 褥瘡への対応
				5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア
			5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実践(訓練と援助の実践)
			6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
			7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護
			8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解
			9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとらえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換
			10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻造設術(PEG) 7 ペースメーカー
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)
		2. 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—
			3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		3. 総論Ⅲ 臨死編	1 テームアプローチの必要性および各職種の役割	—
			2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL
			3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア
	5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	1. 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的	—
			2 訪問介護サービス利用者の特性	—
			3 訪問介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問介護	—
		2. 訪問入浴介護方法論	1 訪問入浴介護の意義・目的	—
			2 訪問入浴介護利用者の特性	—
			3 訪問入浴介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—
		3. 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的	—
			2 訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問看護	—
		4. 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—
		5. 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—
		6. 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	—
			2 通所介護サービス利用者の特性	—
			3 通所介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと通所介護	—
		7. 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		8. 短期入所生活介護方法論	4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—
			1 短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—
		9. 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
		10. 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—
		11. 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—
			2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—
			3 福祉用具の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと福祉用具	—
			5 住宅改修の意義・目的	—
			6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—
			7 住宅改修の内容・特徴	—
			8 介護支援サービスと住宅改修	—
	6. 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
		2. 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—
		3. 地域密着型通所介護方法論	1 地域密着型通所介護の意義・目的	—
			2 地域密着型通所介護の利用者の特性	—
			3 地域密着型通所介護の内容・特徴	—
		4. 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		5. 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		6. 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
		7. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—
			3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		8. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—
			2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—
			3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—
		9. 複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	—
			2 複合型サービスの利用者の特性	—
			3 複合型サービスの内容・特徴	—
	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—
			3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—
		2. 介護予防訪問看護方法論	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
		3. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
		4. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
		5. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		6. 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
		7. 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
		8. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
		9. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
			2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	—
			6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	—
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—
			8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—
	8. 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
			3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
		3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—
	9. 高齢者支援展開論（介護保険施設各論）	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—
		2. 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	—
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—
			2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—
			3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—
			4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—
			5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—
			6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—
		4. 介護医療院サービス方法論	1 介護医療院の意義・目的	—
			2 介護医療院サービス利用者の特性	—
			3 介護医療院の内容・特徴	—
	10. 高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—
			2 社会資源間での機能や役割の相違	—
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—
			2 認定調査	—
			3 主治医意見書	—
			4 一次判定の概略	—
			5 介護認定審査会における二次判定の概略	—
		2. 一次判定の仕組み	1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	—
		3. 二次判定の仕組み	1 二次判定の基本的な方法	—
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—
			3 二次判定のポイント	—

(注)この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。

(参考)出題数

区 分	問題数
介護支援分野 ・ 介護保険制度の基礎知識 ・ 要介護認定等の基礎知識 ・ 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問
保健医療福祉サービス分野 ・ 保健医療サービスの知識等 ・ 福祉サービスの知識等	20問 15問
計	60問

介護支援専門員実務研修受講試験Q & A

Q 1 島根県内の施設で、受験資格対象業務に従事しています。受験申込日現在、山口県在住ですが、受験地はどちらですか。

A 1 受験地は、受験申込日現在の勤務地によって決まります。
山口県で受験が可能なのは、受験申込日現在、
①山口県内の事業所等で、受験資格対象業務に従事している場合、もしくは、
②受験資格対象業務に従事していないが山口県在住の場合です。
島根県内で受験資格対象業務に従事している場合は、島根県受験となります。

Q 2 看護師として4月1日に採用され勤務していますが、免許証に記載された免許交付日が4月15日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

A 2 国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降から、算入します。
したがって、Q 2の場合、看護業務の実務経験として算入できるのは、4月15日からとなります。
なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合は、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出すれば、算入できます。

Q 3 看護師として5年間、看護業務を行ってきましたが、その間に1年間、育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

A 3 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。
ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

Q 4 保健師の免許を持ち、看護学校で5年間、講師を行っていました。実務経験として算入できますか。

A 4 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助を行っていない期間は、実務経験として算入できません。

Q5 栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしていました。実務経験として算入できますか。

A5 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、実務経験として算入できません。

Q6 栄養士の免許を持ち、民間企業の営業部において粉ミルクの商品販売業務を行い、必要によって病院等で調乳方法の指導を行っています。実務経験として算入できますか。

A6 主たる業務が商品販売を目的とした営業業務であり、要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、実務経験として算入できません。

Q7 介護福祉士の資格を持ち、病院で看護補助（介護）業務に従事しています。実務経験として算入できますか。

A7 病院等において看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます。

なお、ベッドメイキングや看護用品の整頓など間接的な業務、血圧測定補助など医療業務補助は、実務経験として算入できません。

Q8 介護福祉士の資格を有していますが、複数の介護事業所で介護職員として、勤務しています。この場合、従事期間及び従事日数の取り扱いはどうなりますか。

A8 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。

ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「実務経験証明書」の他に、「従事日数内訳証明書」にそれぞれの事業所より証明を受けて、実務経験証明書とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、実勤務日数を確定します。

Q9 介護に関する業務であれば、すべて「介護福祉士の資格に基づく業務」と考えてよいですか。

A9 介護に関する業務であればすべてが「介護福祉士の業務」に該当するというわけではありません。

「介護福祉士の資格に基づく業務（以下、「介護福祉士の業務」という）は社会福祉士及び介護福祉士法の第2条において「介護等」として定義されていますが、介護福祉士試験の受験資格を規定する第40条においても、同じ定義の「介護等」という用語が用いられており、「介護福祉士の業務」は、「介護福祉士試験を受験するために必要な3年以上の実務経験の対象業務」と同じであることが示されています。

よって、（別紙3：31～34ページ）の介護福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、介護福祉士の業務とは認められません。

【注意！】（別紙3：31～34ページ）に掲げる職種であっても、主たる業務が介護等の業務に従事していなければ、介護福祉士の業務とは認められません。

また、同様に、社会福祉士については（別紙2：19～30ページ）の社会福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、社会福祉士の業務とは認められません。

なお、精神保健福祉士についても、（別紙4：35～42ページ）の精神保健福祉士試験受験資格に該当する業務以外は、精神保健福祉士の業務とは認められません。

【注意！】（別紙4：35～42ページ）に掲げる職種（例）であっても、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に従事していなければ、精神保健福祉士の業務とは認められません。

Q10 介護福祉士の資格を有しており、管理者として勤務していますが、必要に応じて身体介護も行っています。実務経験として算入できますか。

A10 管理者は、主たる業務が管理業務にあたるため、算入できません。主たる業務が身体介護に従事している場合のみ実務経験算入可能です。

Q 1 1 介護福祉士の資格を有していますが、サービス提供責任者として勤務しています。当然、訪問介護員でもあるので、身体介護も行っています。実務経験として算入できますか。

A 1 1 主たる業務が、サービス提供責任者としてのマネジメント業務にあたる場合は、算入できません。主たる業務が身体介護に従事している場合のみ実務経験算入可能です。

Q 1 2 介護福祉士の資格を有していますが、訪問介護員として勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。実務経験として算入できますか。

A 1 2 主たる業務が生活援助の場合は、算入できません。主たる業務が身体介護に従事している場合のみ実務経験算入可能です。

この場合、従事者の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明がとれる場合に限られますので、ご注意ください。

Q 1 3 保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として介護保険の認定調査員をしています。実務経験として算入できますか。

A 1 3 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、実務経験として算入できません。

Q 1 4 個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

A 1 4 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地・開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。

Q 1 5 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうすればよいですか。

A 1 5 発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写し等を添付してください。

なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届いたら、すみやかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。

（提出期限は、令和7年10月21日（火））

Q 1 6 資格取得後、姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうすればよいですか。

A 1 6 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

Q 1 7 以前に山口県介護支援専門員実務研修受講試験を受験しました。今年度の試験で「実務経験証明書」の提出を省略することができますか。

A 1 7 平成30年度以降に山口県において本試験を受験された方（試験当日欠席であっても、受験票を受け取られた方を含みます。）は、実務経験証明書の提出が免除されます。（ただし、無効者を除きます。）

なお、平成30年度以降は未受験の方で平成29年度までに山口県において本試験を受験したことがある方については、受験資格等が変更前の受験ですので、実務経験証明書の提出は免除されません。必ずご提出ください。

実務経験証明書の記入についてQ & A

Q 1 事業所の欄が2箇所しか記入できませんが、それ以上ある場合は、どうすればよいですか。

A 1 証明権限を有する者が同一の場合（経営者が同じ）は、欄を適宜増やすか、コピーして2枚以上になっても結構です。

なお、経営者が違う場合は、必ず、必要部数をコピーして、それぞれから証明をもらってください。

Q 2 証明内容で、記入を誤った場合、どのように訂正すればよいですか。

A 2 訂正箇所には、必ず、二重線を引き、証明者の印（訂正印 ※私印ではなく代表者印）を押してください。修正液による修正は認められません。

Q 3 現在も勤務している場合の業務期間の書き方はどうすればよいですか。

A 3 見込みで申し込む場合は、受験資格を満たす期間までが記載されていれば、結構です。

また、確定で申し込む場合は、証明日まで、又はそれ以前の日までの期間を記入してください。

もし、証明日以降の期間で記載されている場合は、すべて見込み証明として扱うことになり、再度、証明書の提出が必要になるので、注意してください。

Q 4 業務に従事した日数とは、どう考えるのですか。

A 4 実際に受験資格の対象となる業務を行った日数で、休日、年次有給休暇、その他休暇や出張、研修等は、参入できません。

Q 5 姓が変わったため、受験申込書と証明に記載された姓が異なっています。どうすればよいですか。

A 5 受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

介護支援専門員の養成について

介護支援専門員とは……

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う者

〔主たる業務〕

- ・ 居宅サービス計画、施設サービス計画の作成からサービスの継続的な把握と評価に至る一連の介護支援サービス
- ・ サービスの実績管理等の給付管理

《介護支援専門員養成の流れ》

【養成対象者】

受験資格：保健・医療・福祉分野で合計5年以上の実務経験を有する者

【実務研修受講試験】

試験目的：実務研修を行うに際して、事前に、介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するため

実施主体：県

実務研修受講試験に合格しても、実務研修を修了しなければ、介護支援専門員資格を取得できません。

【実務研修】

内 容：介護支援サービス(ケアマネジメント)等

方 法：演習・実習方式

実施主体：一般社団法人山口県介護支援専門員協会

実施時期：令和7年12月以降

研修時間：87時間程度

※研修の実施予定については、県のホームページ「かいごへるぷやまぐち」にも掲載しますので、そちらをご覧ください。

介護支援専門員資格登録簿への登録・介護支援専門員証の交付

居宅介護支援事業所又は介護保険施設において介護サービス計画作成等に従事

☆受験申込みチェックリスト☆

送付される前に必ずもう一度、確認してください。

区 分	チ ェ ッ ク 内 容
受験申込書	☐ 実務経験年数・業務従事日数は5年かつ900日に足りていますか。 ☐ 「実務経験年数」の合計欄は記入されていますか。 (実務経験証明書欄が、「3 平成30年度以降受験のため省略」の場合は記入不要) ☐ 山口県収入証紙(9, 600円分)は貼付されましたか。 (収入印紙ではありません) ☐ 記入もれはありませんか。 (記入もれの多い箇所: 「申込年月日」、「身体障害等の有無」)
写 真 票	☐ 写真の下欄の、「撮影年月日」は記入されていますか。
受 験 票	☐ 85円切手は貼付されましたか。 ☐ 住所・氏名等必要事項が記入されていますか。
実 務 経 験 (見 込) 証 明 書	(平成30年度以降に山口県において本試験を受験したことがある方(無効者を除く)は添付不要) ☐ 証明権限を有する者が作成していますか。訂正箇所がある場合は、そこにも証明者の印(訂正印)が押してありますか。 ☐ 「業務に従事した期間」、「うち業務に従事した日数」、「業務内容等」が正確に記載されていますか。(記載されていない証明書は無効)
添 付 書 類	☐ 国家資格等をお持ちの方は、免許証、登録証等の写しがありますか。(試験の合格证、合格通知書は不可) ・結婚等により免許証等の姓が <u>現在の姓と違う場合は戸籍抄本が必要</u> です。 ・免許証等に裏書きがあるときは、 <u>裏面のコピー</u> も必ず付けてください。 ・コピーする際は、必ず <u>A4サイズ(受験申込書と同じサイズ)に統一</u> してください。(B4サイズの免許証等は、A4サイズに縮小のこと) ※ 現在、看護師や管理栄養士の資格を有している場合でも、実務経験証明書で証明されている期間に、准看護師や栄養士の資格により勤務した期間が含まれている場合は、 <u>両方の免許証の写しを添付</u> してください。 ☐ その他、必要書類はもれなくありますか。(7ページ参照)

※ 郵送の場合は、**必ず簡易書留** にて送付してください。

受験申込書が届いたかどうかについて、電話によるお問い合わせには応じられませんので御了承ください。

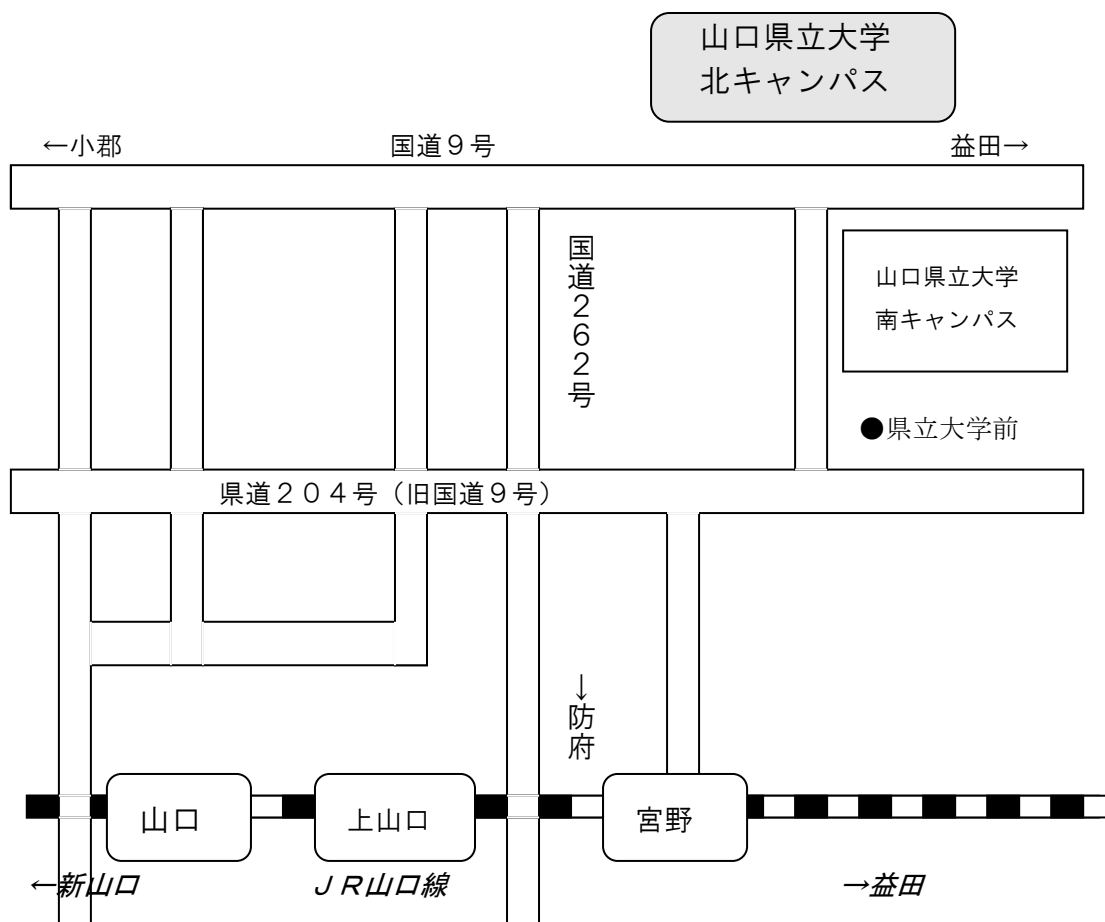
試験会場案内図

《 山口県立大学 北キャンパス 》

山口市桜畠6-2-1

試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。

JR・バス等の公共交通機関を利用してください。



・鉄道をご利用の場合

JR山口線 宮野駅 徒歩15分

・バスをご利用の場合

新山口駅から防長バス県立大学前バス停 徒歩10分

試験会場及びその周辺に駐車はできません。車での送迎も御遠慮ください。